

令和7年7月24日

令和7年度 第1回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料3】



国民健康保険税の現状と 税率改定について

磐田市国保の状況について（令和6年度速報値）

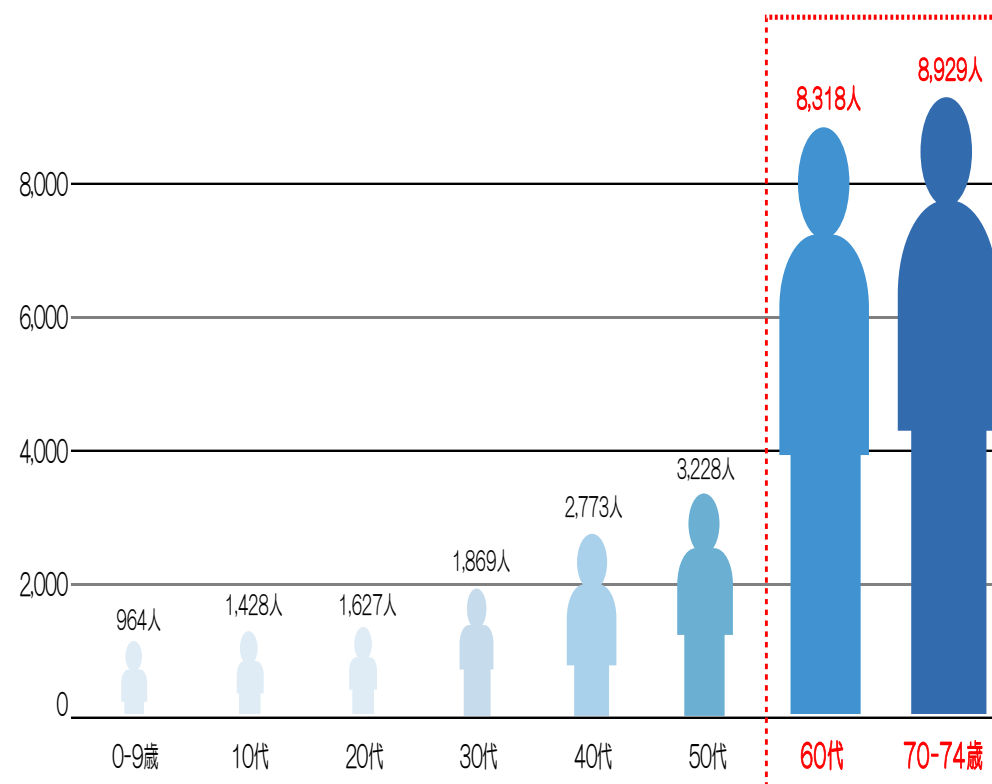
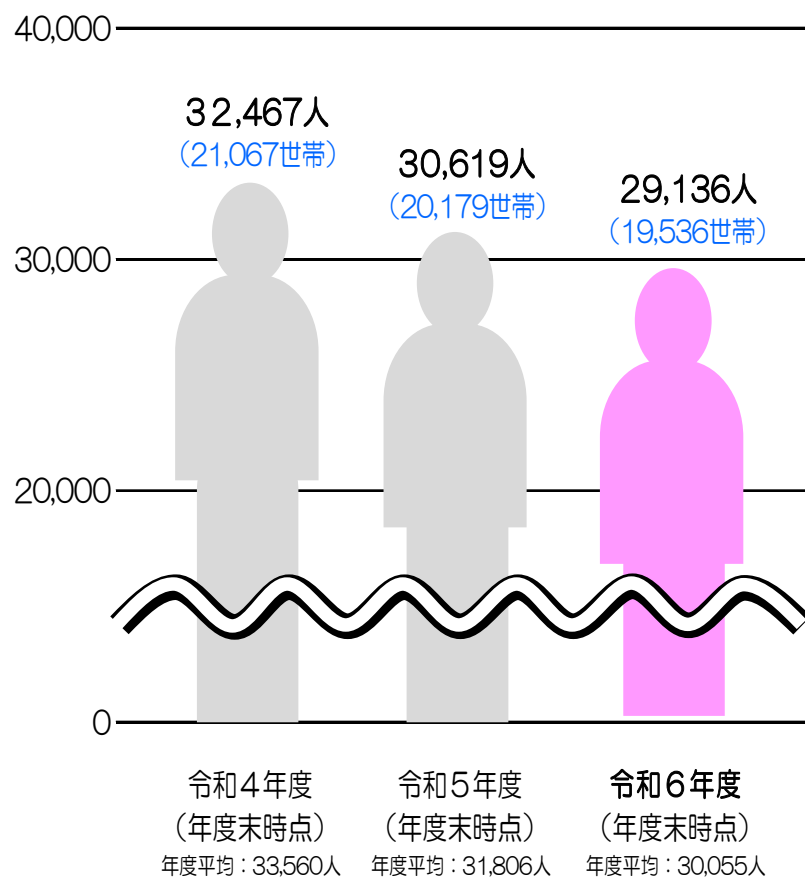


①国保被保険者の推移・年齢構成

※60代以上が全体の約6割を占める

加入者（被保険者）の推移

令和6年度末 加入者（被保険者）の年齢構成

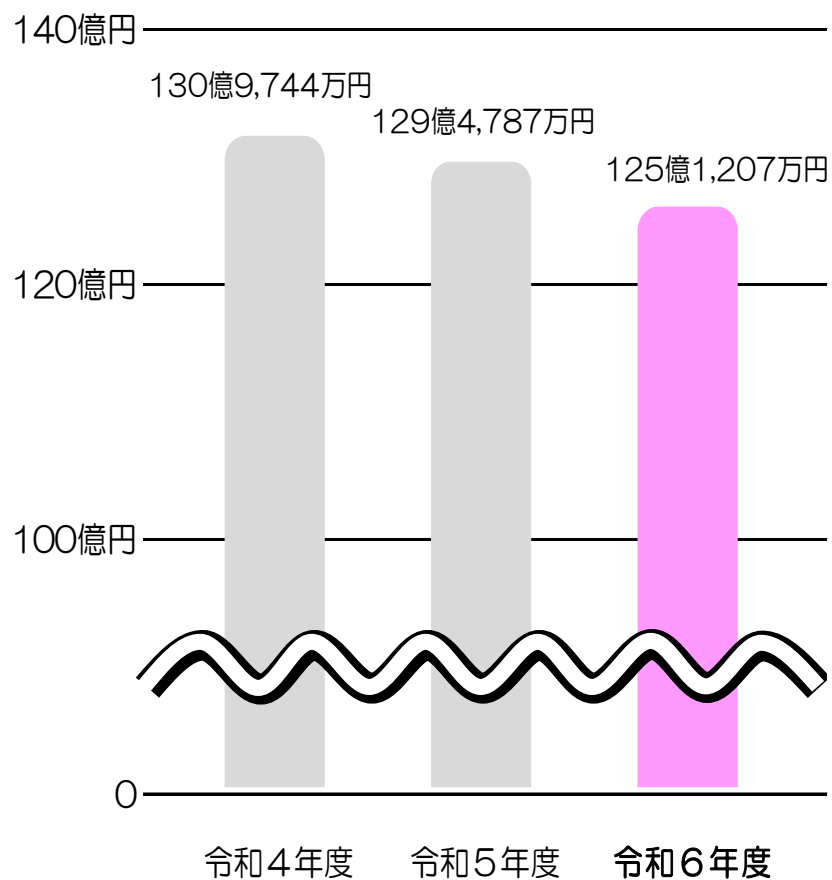


磐田市国保の状況について（令和6年度速報値）

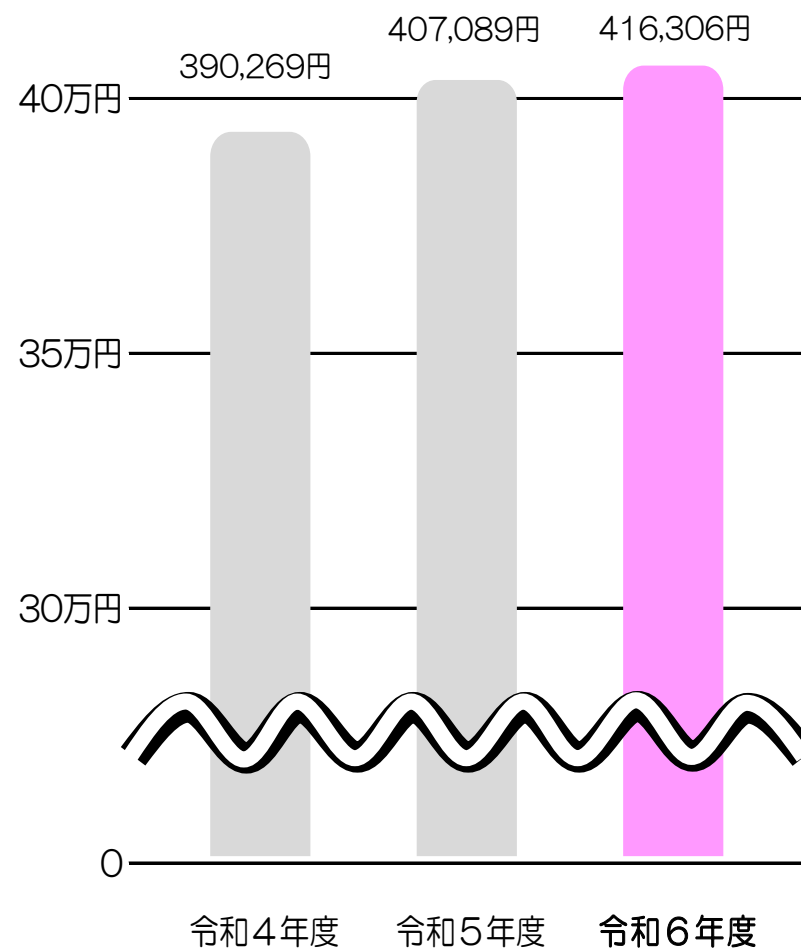


②医療費の推移

医療費全体の推移

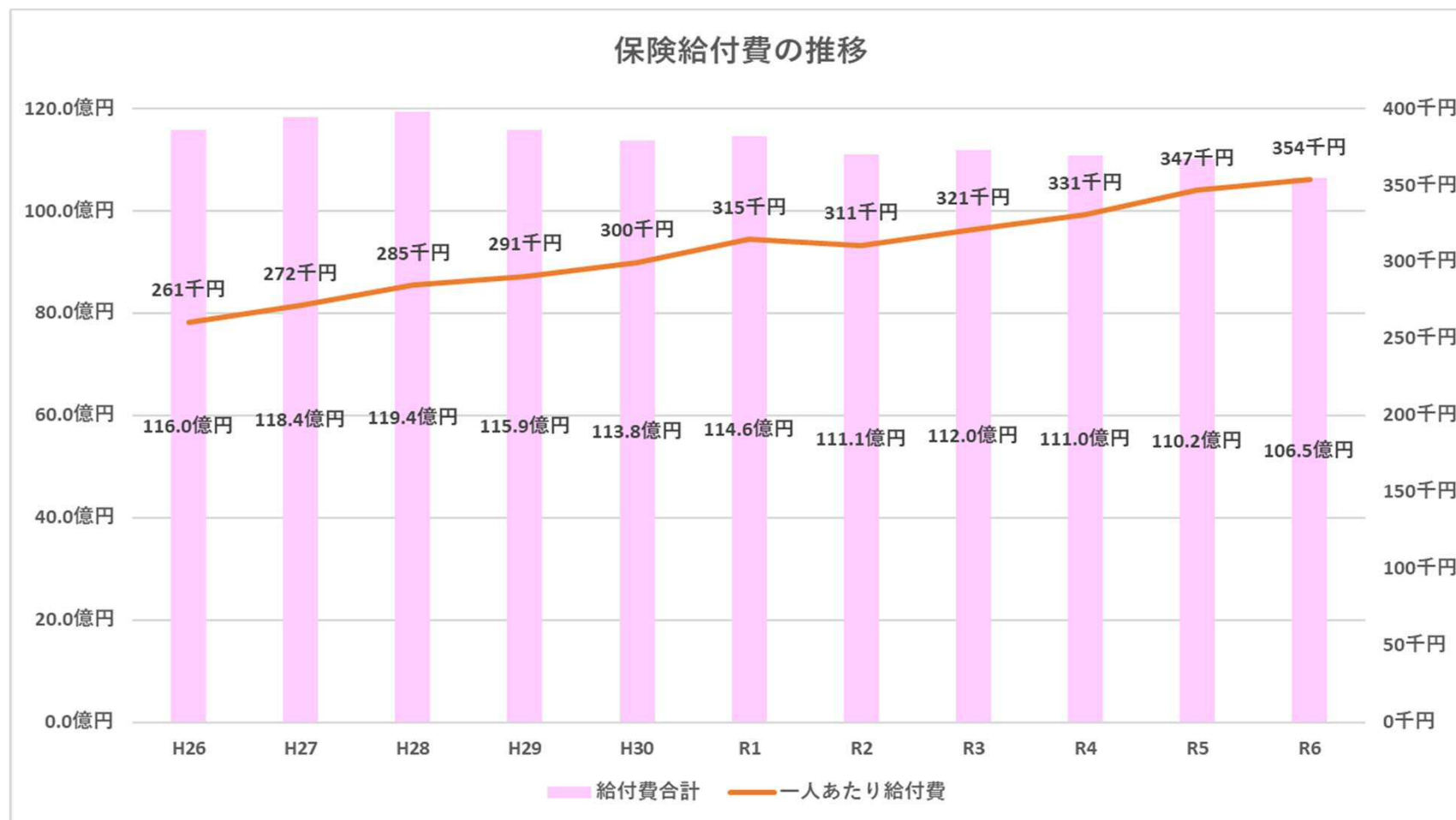


医療費（1人あたり）の推移



磐田市国保の状況について（令和6年度速報値）

③保険給付費の推移



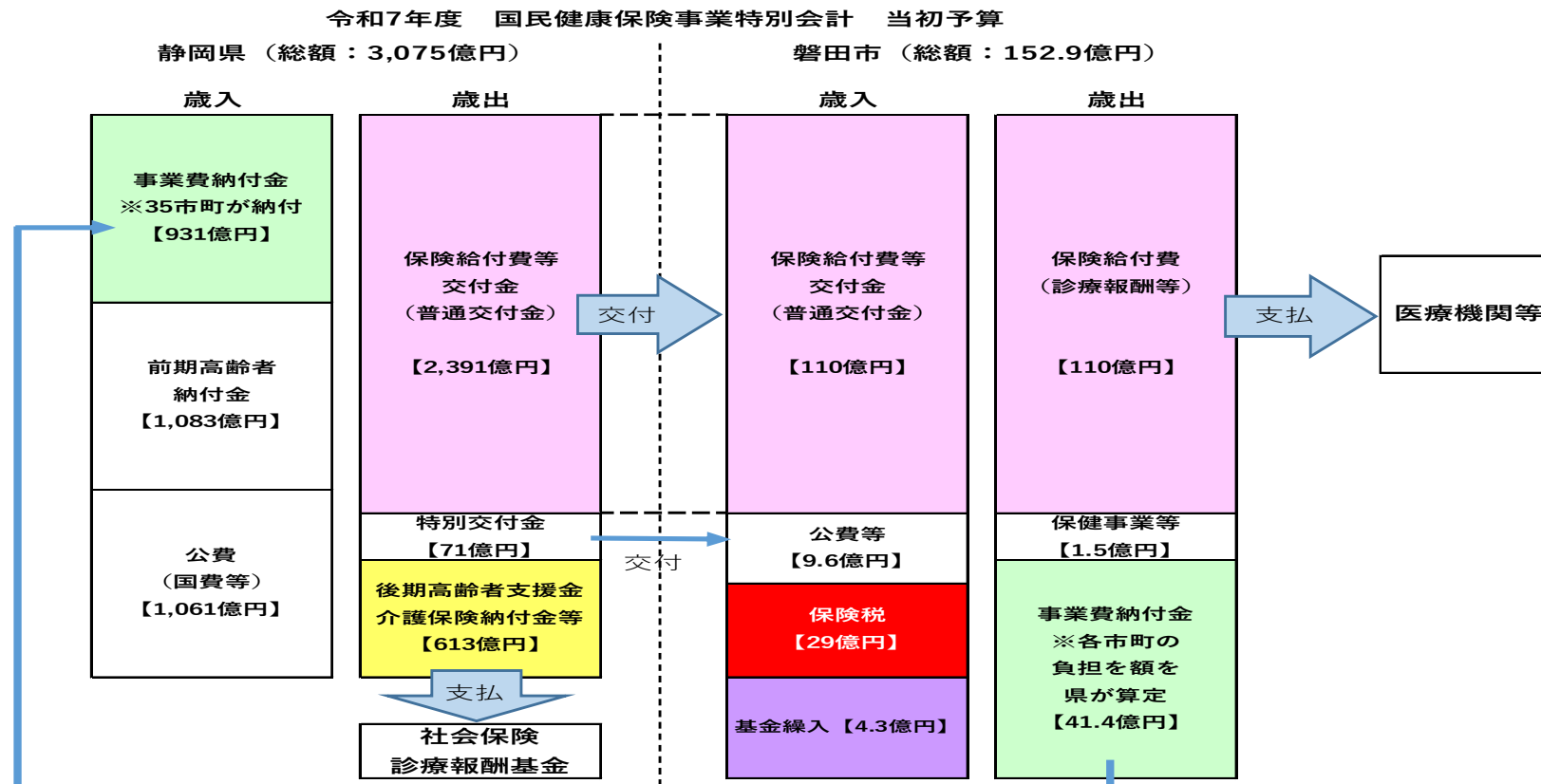
給付費合計＝療養給付費、療養費（入院時食事療養費差額支給）、高額療養費（高額介護合算含む）、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当の合計
一人あたり給付費＝給付費合計÷年度平均被保険者数

国保財政の運営について

国保財政の運営

- 平成30年度から、都道府県が市町村とともに、国保の運営を担うこととなりました。
- 都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担っています。
- 市の国保会計は、必要な支出を法定の交付金等の公費と保険税で賄うことが原則です。

国保財政の仕組み（令和7年度）



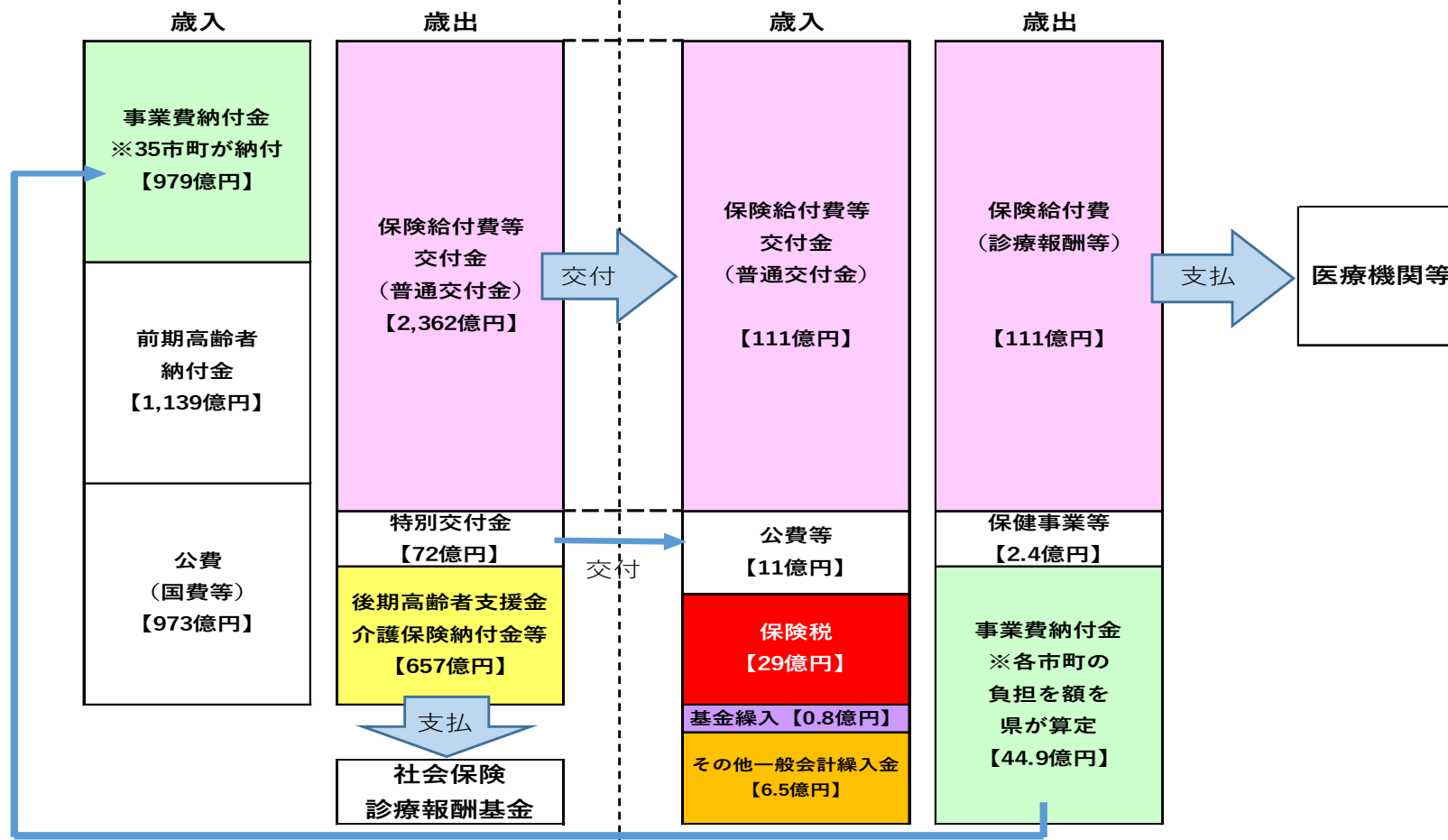
国保財政の運営について

国保財政の仕組み（令和5年度）

令和5年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算

静岡県（総額：3,091億円）

磐田市（総額：158.3億円）



国民健康保険税について

国民健康保険税（国保税）

国保税は、加入者に医療の給付等を行うことを目的とした国保事業の費用に充てるため、地方税法（第703条の4）に基づき課税する目的税です。

国保税は個人課税ではなく世帯課税のため世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保に加入していなくても、その世帯に国保被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。

国保税の計算方法

国保税は以下の3つの区分の合計で決まります。

① 医療分	医療機関に支払う診療報酬分
② 後期高齢者支援金分	後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納める分
③ 介護納付金分	40～64歳までの方の介護保険料相当分

※すべての被保険者が①と②の対象となり、40～64歳の被保険者は追加で③の対象となります。

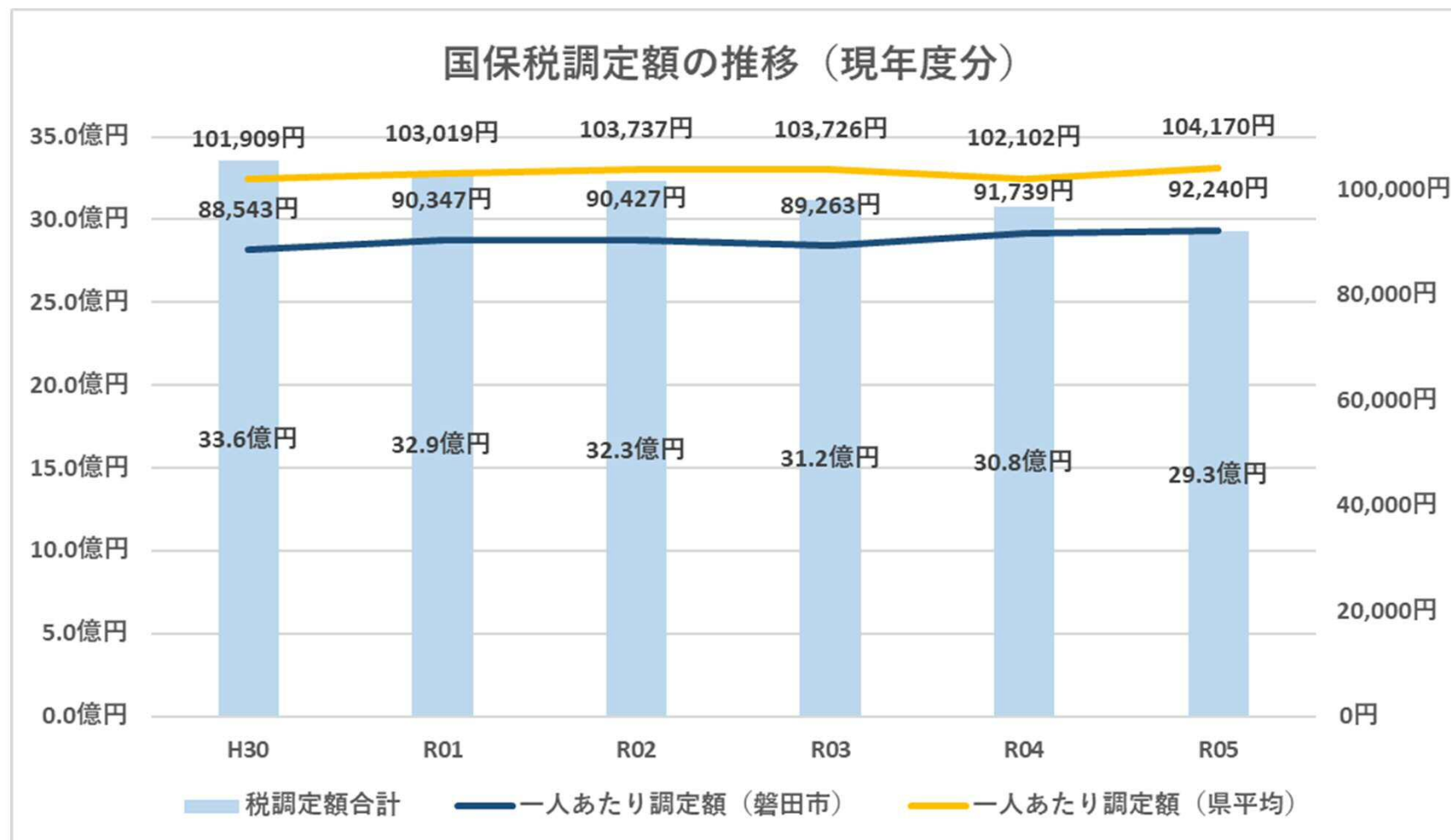
	①	②	③	
	4方式	3方式	2方式	計算方法
応能割	所得割	所得割	所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
	資産割			世帯の被保険者の資産（土地・建物）に応じて計算
応益割	均等割	均等割	均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
	平等割	平等割		1世帯にいくらと計算

* **応能割**…被保険者の所得や資産など負担能力に応じて負担

* **応益割**…世帯あたりの一定額あるいは被保険者一人あたりの一定額という受益に応じて等しく負担

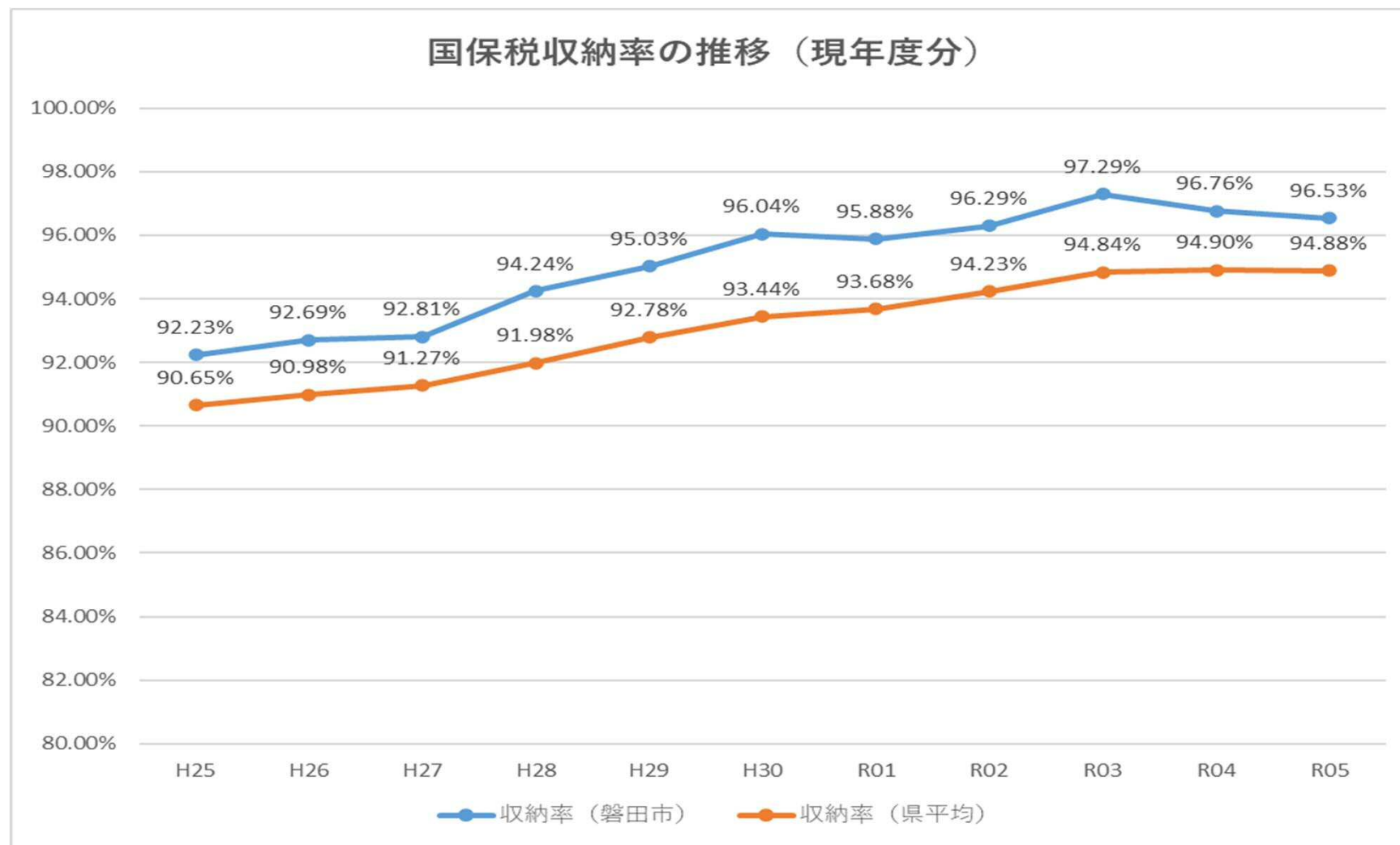
国民健康保険税について

①国保税調定額の推移



税調定額合計＝国民健康保険税（一般・退職）調定決算額
 一人あたり調定額＝税調定額合計÷年度平均被保険者数

②国保税収納率の推移



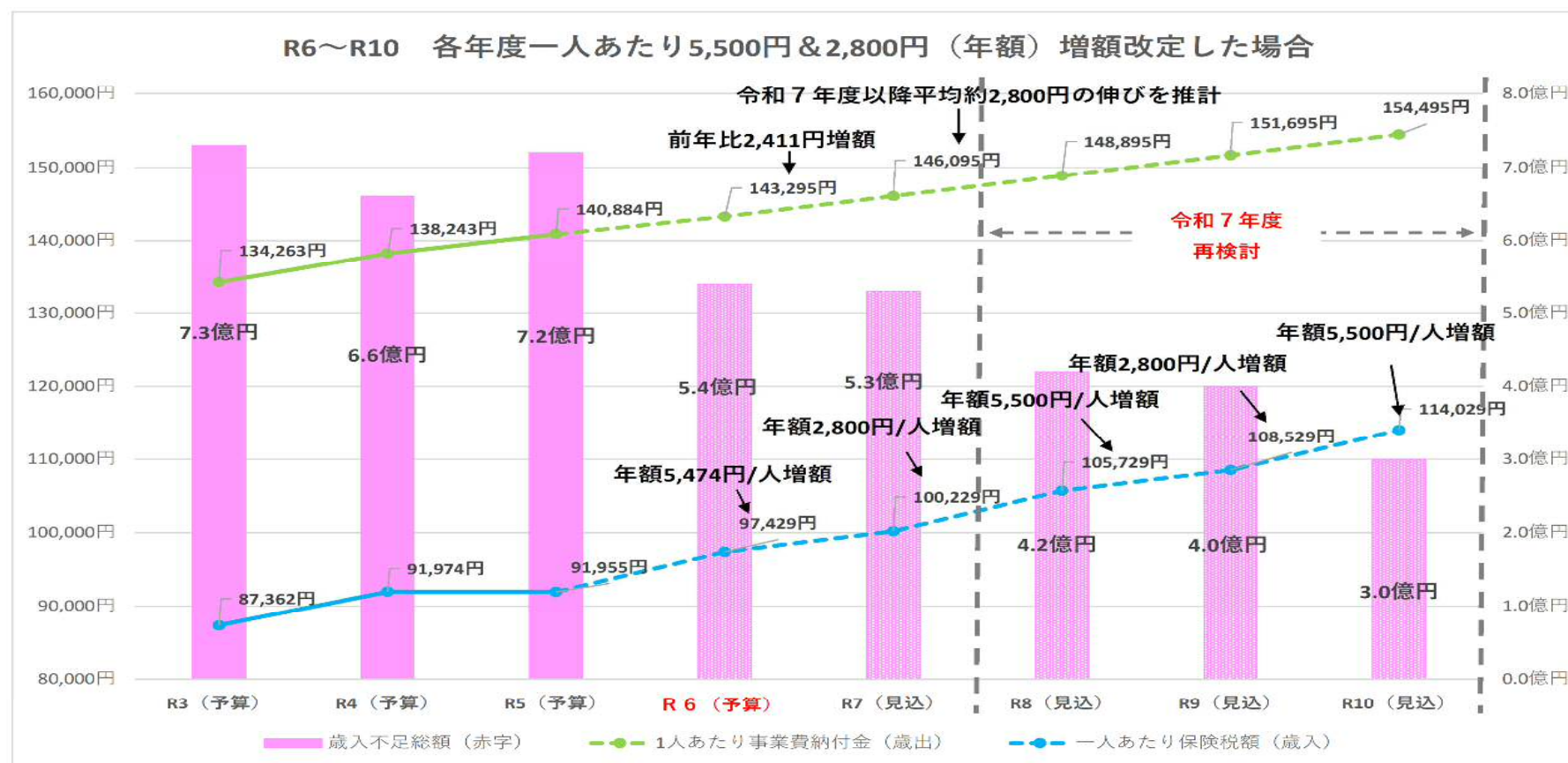
磐田市の国民健康保険税に関する経緯



年度	関連事項
平成30年度 (2018年)	国民健康保険制度改革の施行（4月） 県が国保財政責任主体となり、『静岡県国民健康保険運営方針』が策定され、計画的な赤字繰入れの解消、保険料水準統一の方向性が示される。
令和元年度 (2019年)	赤字削減・解消計画の策定（2月） 国の指示に基づき赤字削減・解消計画を策定する。当初の計画では段階的な税率改定により令和13年度までの赤字解消を目標とした。（令和4年度に令和10年度までの赤字解消に計画を変更。）
令和2年度 (2020年)	『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』の協議開始（8月） 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（国保運協）へ『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』を諮問した。
令和3年度 (2021年)	『静岡県国民健康保険運営方針』改定（4月） 令和3年度～令和5年度の方針・目標：「赤字繰入れの解消」及び「到達可能な段階の保険料水準の統一」が示される。 『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』を答申（8月） 令和4年度以降の税率改定に関する答申：「被保険者の負担感に配慮した、令和4年度から2年ごと4回の段階的な税率改定により歳入不足を解消する計画を基本とすること及び賦課方式（資産割の削減・廃止）の改定の実施」を受ける。 国保税率に係る条例を改定（11月議会定例会）
令和4年度 (2022年)	国保税率改定（4月）
令和5年度 (2023年)	『磐田市の国民健康保険税率改定について』を答申（11月） 令和6年度及び令和7年度の税率改定に関する答申：「令和10年度までに歳入不足額を3億円程度まで削減することを当面の目標とする。被保険者1人あたり増額幅を2カ年度合計で約8,300円とし、2年毎から毎年の改定とすることで、1回の増額幅を抑える。」を受ける。 国保税率に係る条例を改定（2月議会定例会）
令和6年度 (2024年)	国保税率改定（4月） 『静岡県国民健康保険運営方針』改定（4月） 令和6年度～令和11年度の方針・目標：「保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速化させるための期間と位置付け、標準保険料率の統一の目標年度は、中間見直し（令和9年度）において、設定を行う。」が示される。 赤字繰入れ（決算補てん目的の法定外繰入れ）は解消

前回（令和6年度・7年度）改定の内容

- ・歳入不足額について、当初の目標であった令和10年度で解消するには、今後の改定で税率を大きく上げる必要があり、被保険者に過大な負担となるため、令和10年度で3億円程度まで縮減することを目標とする。
- ・一人あたり保険税額を令和6年度で5,500円、令和7年度で2,800円の増額改定とする。
- ・令和8年度以降の改定額及び改定方法は、令和7年度に再度検討する。



● 税率改定後の歳入不足の状況 ●

R6当初予算



R7 当初予算



保険料水準の状況（近隣他市との比較）

令和7年度保険税(料) 率を使用したモデルケースによる他市町との比較

ケース①（40代夫婦＋小学生子供2名 世帯所得：500万円（夫婦各250万円） 固定資産税：5万円（夫））
（ ）内は前回改定時

	磐田市	浜松市	湖西市	袋井市	掛川市	県内市町平均
年税額	595,300円	676,800円	610,800円	643,300円	634,900円	641,449円
県内順位 (35市町中)	29位 (35位)	10位 (3位)	25位 (26位)	18位 (32位)	20位 (22位)	
磐田市との差		81,500円	15,500円	48,000円	39,600円	46,149円

ケース②（70代夫婦 世帯所得：200万円（夫婦各100万円） 固定資産税：5万円（夫））
（ ）内は前回改定時

	磐田市	浜松市	湖西市	袋井市	掛川市	県内市町平均
年税額	186,800円	210,700円	192,900円	201,700円	192,700円	195,574円
県内順位 (35市町中)	25位 (32位)	6位 (2位)	20位 (23位)	11位 (19位)	21位 (25位)	
磐田市との差		23,900円	6,100円	14,900円	5,900円	8,774円

保険料水準の状況（後期高齢者医療制度との比較）

令和7年度保険税（料）率を使用したモデルケースによる後期高齢者医療制度との比較

○保険税（料）率の比較

	所得割	資産割	均等割	平等（世帯）割
①国民健康保険	7.85%	10.00%	33,200円	26,000円
②後期高齢者医療	9.49%		47,000円	
比較（①－②）	-1.64%	10.00%	-13,800円	26,000円

※①国民健康保険の税率は、介護納付金分（40歳～64歳が対象）を含まない医療分及び後期支援金分の合計

※②後期高齢者医療の保険料率は、県内統一（広域連合で2年ごとに改定。次回、令和8年度に改定予定。）

ケース①（夫婦2人 世帯所得：200万円（夫婦各100万円） 固定資産税：5万円（夫））

	74歳（国保）	75歳（後期高齢）
年税（料）額	186,800円	202,000円
国保との差		15,200円

ケース②（単身世帯 世帯所得：120万円 固定資産税：0万円）

	74歳（国保）	75歳（後期高齢）
年税（料）額	119,600円	120,000円
国保との差		400円

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

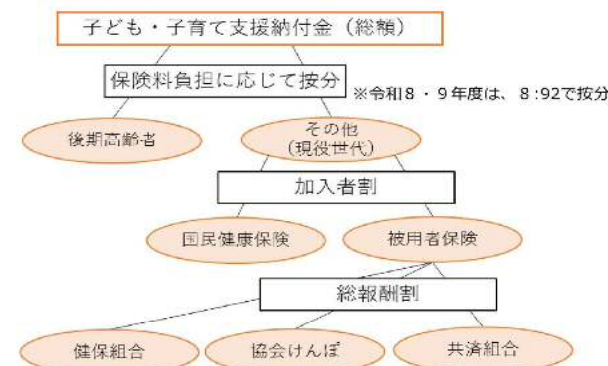
- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）**。
- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
 - ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

子ども・子育て支援金制度

こども家庭庁HPより



こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- （注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- （注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）」についてを参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- （注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- （注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいいない。
- （注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいいない。
- （注6）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）